

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成21年1月19日

【会社名】 株式会社中電工

【英訳名】 CHUDENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 細田 順弘

【本店の所在の場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082) 291-7411 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経理部長 畝川 寛

【最寄りの連絡場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082) 291-7415

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員経理部長 畝川 寛

【縦覧に供する場所】 ※株式会社中電工 広島統括支社  
(広島市南区皆実町一丁目9番35号)  
株式会社中電工 岡山統括支社  
(岡山市平井1164番地2)  
株式会社中電工 山口統括支社  
(山口市大内御堀字黒坊上1316番地1)  
株式会社中電工 島根統括支社  
(松江市西津田四丁目7番10号)  
※株式会社中電工 鳥取統括支社  
(鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1)  
株式会社中電工 東京本部  
(東京都新宿区西新宿六丁目22番1号)  
株式会社中電工 大阪本部  
(大阪市北区南森町二丁目2番9号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものである。

## 1 【提出理由】

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものです。

## 2 【報告内容】

- (1) 当該事象の発生年月日

平成20年12月31日

- (2) 当該事象の内容

当社が保有する「その他有価証券」に区分されている有価証券及び投資有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、平成21年3月期第3四半期末において減損処理による有価証券評価損及び投資有価証券評価損を計上する必要が生じたものであります。

- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成21年3月期第3四半期の連結損益計算書（第3四半期連結累計期間）及び損益計算書（第3四半期累計期間）において、下記の特別損失を計上する予定であります。

（連結損益計算書）

有価証券評価損 496百万円

投資有価証券評価損 8,227百万円

（損益計算書）

有価証券評価損 496百万円

投資有価証券評価損 8,225百万円

以 上